



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

リビア：政治的罷免法、憲法起草委員会に関する制憲議会決定 (10日付リビア通信)

リビア通信 (LANA) は、10日の制憲議会において以下の3点が決定されたと報じた。

1. カッザーフィー政権と深い関係を有した者を公職から追放することを目的とした「政治的罷免法」については、101票の多数をもって採択することを可能とする（注：これまで、全ての法律の採択に121票が必要とされていた）。
2. 憲法宣言第6条に追加の1項を設け、「一定期間において、今後採択される法律の下、幾人かの人々が公職に就くことを妨げる行為は憲法宣言に違反しない（他方、対象となる人が罷免されたことを不服として訴訟することを妨げるものでもない）」ことを明記する（注：「政治的罷免法」の成立が憲法宣言の条項に違反しないことを確保する必要から追加したと思われる）。
3. 憲法宣言第30条に、以下を明記する。
 - ①憲法起草委員会は60名から構成され、直接かつ自由な選挙によって選出される（注：幾人かの議員は、憲法起草委員会のメンバー選出について、国民による直接選挙ではなく、制憲議会による任命を主張していた）。
 - ②憲法起草委員会は、その最初の会合から120日以内に憲法草案を採択する必要がある。